

2026年度
関西学院大学ロースクール
C日程

一般入試（法学未修者）
特性評価型入試（法学未修者）

論文問題

《10:00～11:30》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【論文問題】

問題文を読んで、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

〔設問1〕

下線部「このような理由」の具体的な内容について、問題文全体の論旨を踏まえて筆者の主張を要約しなさい。（300字程度）

〔設問2〕

混乱した国際政治の状況への対処方法として、「現実主義」が「謙虚な叡智」とされる理由について、筆者の主張を要約しなさい。（500字程度）

問題文

国家の行動準則の欠如

混乱した国際政治の状況は、測り知れぬほど大きな困難を各国家に投げかける。なぜなら、混乱した国際政治の状況は、邪悪な国家が存在するからおこるのではない。またそれは人びとの道徳的墮落によって説明されるものでない。混乱した国際政治の状況とは、各国の行動を規律する準則が弱まり、他の国がいかなる行動様式をとるかを理解できないか、あるいは信用できない状況なのである。

安定した状況には、そのような行動準則が存在する。国際法はそのもっとも代表的なものであった。これまで、国際法は法であるかという問題がしばしば論議されてきたし、国際法が強制力を背景にした明確な法規でないことは否定しえないことであるが、それが各国の行動に一つの基準を与えてきたこともまた事実なのである。

たとえば、国際条約における中心的な特徴である国境の規定について考えてみよう。それは、内政不介入という同じく基本的な原則の基礎となると同時に、内政不介入原則と一体となって近代国家体系における国家の行動様式を大きく規律していたのである。国境は国家の主権がおよぶ範囲を限定する。そして近代国家体系は、「自己の領土において臣民を現実に拘束する力」を持つ主権国家から成立するものであり、各主権国家は他国の内政に介入してはならない。国境の確定はこの内政不介入に基礎を与える。そして、内政に介入してはならない以上、国家間の権力闘争は国家機関のあいだの闘争であり、領土を広げるといふ形をとる。その闘争の結果は条約によって承認された国境線となって現われる。承認された国境線の変更をくわだてることは、その国の膨脹的傾向の証拠であり、重要な国境線についてそれをおこなえば、他の諸国にとっては脅威となる。こうして国境線の決定は、内政不介入の原則とあいまって、国家間の権力闘争に枠組みを与えるのである。

もう一つの例として戦争法規がある。それは全体として戦争行為を国家間の権力闘争の手段として認めながら、それを制約するという考えの上に立脚している。そのもっとも代表的なものが中立という制度であり、直接戦争に関係ない国家の存在を認め、その権利と義務を保証することによって、戦闘行為がおよぶ範囲を限定するという機能を持っている。そして戦争に直接参加しない国が存在することは、戦争が一方的な結果に終りそうになったとき、それをさまたげるために用いることができる余分の力が存在することであるから、戦争に直接参加する国の行動を制約する機能をも果しているのである。

これらの規定は強制力によって保証されてはいなかった。しかし、その規定を破ることで法外な利益を受けることができるならばともかく、かえって損害を受けるような場合には、それは各国家によって守られる可能性が強かった。したがって各国家は、

それを行動の準則とすることができたのであった。

しかし、現在はこうした準則が国際政治の現実とかけはなれたものになってしまったため、守ることがきわめて困難になるとともに、各国家の行動を導くものとしては不十分なものになったのである。なによりも全体戦争【* 出題者注】の時代である現在、戦争行為を制限することは容易ではない。たとえば、戦闘員と非戦闘員という区別は、ミサイル戦争においてもゲリラ戦においても、すなわち、この二つの全体戦争において可能ではない。そういう法規を守ることはきわめてむずかしく、違反することによって法外な利益さえ得られるのである。

< 中略 >

また、国境線の確定と内政不介入の原則は、現在の国家間の権力闘争に枠組みを与えることができなくなった。なぜなら、言葉の厳格な意味において、内政不介入ということはおこないえないことだからである。

第一次世界大戦はこの事実を劇的な形で示した。ドイツは、その領土のなかに敵軍を入れなかったにもかかわらず敗れたのである。その要因の一つは、経済封鎖であった。現代の国家は、自国の領土を越えて経済関係を設定し、これに依存して生きている。それを操作することによって、とくにこの経済関係を経済封鎖によって断ち切ることによって、ドイツの領土内に立ち入ることなく、ドイツに力をおよぼすことができたのである。他の要因は、宣伝戦である。第一次世界大戦の交戦国は、ともに激しい宣伝戦をおこなった。そしてその主要な目的は、自国民の気持をかきたてることであつたにせよ、敵国の国民を動かすこともその一つの目的であつた。英仏の宣伝はドイツ国民にたしかに影響を与えたのである。

こうした状況にくわえて、異なった正義の体系の存在という国際政治の基本的ジレンマは、イデオロギーの激しい対立という形で現われている。政府の正当性について対立する二つの基準が存在することは、内政不介入をますます紙の上の文字にしまっている。自由主義は、議会主義、自由で秘密な選挙、多数決、司法権の独立、言論・思想の自由などを民主主義的正当性の条件と考える。しかし、共産主義はこれに対して、生産手段を所有する階級と、生産手段を持たず、そのため労働力を売らなくてはならない階級とに社会が分れているかぎり、民主主義はありえないと考える。

したがって、選挙によって選ばれた議会や政府が民衆を代表しているという考えは否定され、そのような民主主義は形式的なものにすぎないとみなされるようになった。しかし自由主義から見れば、共産主義は民主主義としての条件を満していない。こうして、その政治体制の正当性について対立する二つの理念が現われたことは、コミュニケーションの発達とあいまって、厳格な意味での内政不介入をありえないものにしてしまったのである。

異なった正義の概念が激しく衝突している以上、共通の行動の準則を作ろうとすることが不毛の試みであることも明らかである。紛争の平和的解決の方式を決め、それにしたがって戦争を非合法化しようとしても、平和的解決の方式がどうあるべきかについての意見がまとまらない。正当性の概念がそもそも違うのだから、内戦の概念も同一ではありえない。

こうして、近代国家体系における国家の行動様式の準則を示してきた国際法は、その基礎からゆるがされている。各国家は他国家の行動様式を信用して自己の行動を自制することがいちじるしく困難なのである。国際社会の混乱した状況はこのような理由から生まれているのであって、邪悪な勢力の存在から生まれているのではない。

現実主義の立場

こうして国際社会における混乱状況に直面した場合、人びとの態度は二つに分かれる。その一つは、こうした混乱状態を直接になおそうとするものである。この考え方はある大国の力と結びつかないときには、国際連合や国際法を強化しようという考え方になる。しかし、国際社会の分権的性格がそういう解決法を不可能にしているのである。国際連合の力を増大しようという考え方が、いかに不可能であり、望ましいものでもないかはすでに述べた。その議論は国際法についてもそのまま適用することができる。

国際法は強制力によって裏づけられていないから、各国が一般的に承認している原則以上のものを作ることはできないし、また、作っても破られることが確実なのである。ルソーの言葉を借りれば、それは「ありえない」計画なのである。逆に大国の力と結びつく場合には「ありうる」計画となる。しかしそれは、すでに述べたように現代の十字軍戦争（聖戦）を生み出してしまうのである。

したがって、可能であるのはこの混乱状態を間接に直すことだけである。もちろん、その間接的な方法は一つではなくて、いくつもある。それはこの書物の各所においてすでに論じてきた。しかしそのもっとも代表的な方法は、いくつかの正義と力が対立する状況を凍結することである。

それは対立の原因そのものを除去しようとすることを断念することからはじまる。たしかに、現在の世界における対立は、いくつかの正義が対立し、国家の行動を規律する準則がないことによっておこるけれども、それを直接に除去しようと試みることは、無意味であるか、あるいは混乱を助長するだけであるからである。

現在の国家間の対立を、あたかも単純な力の闘争であるかのように考え、そのようなものとして対処していく現実主義は、このような国際政治の本質に根ざす困難の認識に根ざしている。その困難の認識から、異なった正義の対立という事態の本質をあえて棚上げにして、それから現われる力の闘争という現象だけに対策をしばろうとする。それは権力闘争に対処することだけに満足しているものではないが、権力闘争を

離れて直接に対立を解決しようとするのが不可能であるだけでなく、かえって望ましくないことを認識しているがゆえに、その立場を選ぶのである。

国際政治においては、対立の真の原因を求め、除去しようとしても、それははてしない議論を生むだけで、肝心の対立を解決することにはならないのである。それよりは対立の現象を力の闘争として、あえてきわめて皮相的に捉えて、それに対処していくほうが賢明なのである。

それはたとえば、医術でいう対症療法と似ていると言えるかもしれない。医師はある病気の原因がわからないとき、あるいは患者の病気の原因をただちに除去することができないときには、表面に現われている病状をなおすように努力する。

なぜなら、人体のように複雑なものについて、その異常の根本的な原因をただちに知ることはけっして容易ではないし、たとえ知りえたとしても、その原因を取りのぞくことが可能であるとはかぎらない。また、ある異常の根本的な原因を取りのぞくことがたとえできて、それが人体によい結果をもたらすかどうかは、きわめて疑わしいのである。それに一つの異常の根本的な原因を取りのぞいても、また別の原因から、別の異常が現われるかもしれない。

これらの理由から、医術における対症療法は十分な存在理由を持っているのである。比喩をあまりおしすすめることはつねに危険であるけれども、困難な問題への対処の方法は、医術における対症療法が示唆しているように思われる。

そして、力の闘争の現状を凍結するという考え方は、少なくとも米ソの対立の場合には有効に働いたのである。すでに述べたように、米ソ両国が両国の勢力の境界線を力で変えることができないのを知ったとき、米ソのあいだの緊張は徐々に緩和しはじめたのであった。そのようなことが過去においてもおこったことは、18世紀の国際法学者ヴァッテル（1714～1767）のつぎの言葉が示している。

一般的休戦は平和条約とほとんど変るところはない。相違点は、戦争の原因となった紛争が解決されずにそのままに残されているということである。諸国家が戦うのに疲れながら、しかも係争問題を解決できないとき、彼らはこの種の協定を用いてきた。たとえば、トルコとキリスト教国のあいだで、平和条約のかわりに長期にわたる休戦が結ばれてきたのはこのためである。そういうことがおこったのは、誤った宗教心のおかげであったり、双方が相手側の支配領域を合法的支配者として認めるのを拒否したためであった。（傍点筆者）

<中略>

しかし、事態の凍結はほんの第一歩である。事態の凍結は、巧みにおこなわれた場合、国際政治状況の悪化と各国の外交の策略型への移行という悪循環を食いとめるこ

とはできても、それをよい方向への循環に変えることはできない。それどころか、たとえばコンテインポリシー（封じこめ政策）のように、事態の凍結をはかる手段自身が戦略型的外交であるため、そのおこない方によっては悪循環をひきおこしてしまう。そうした悪効果を防ぐためにも、国際秩序への志向は必要なのである。

権力闘争への対処は、国家間の対立に対処する第一歩にすぎない。その基礎の上に、あるいは権力闘争への対処と同時に、やがては対立を解決することができるという希望が存在しなくてはならない。現実主義は絶望から出た権力政治のすすめではなく、問題の困難さの認識の上に立った謙虚な叡智なのである。

この点をさらに例証するために、あらゆる武力行使がおこったとき、その解決策を旧状復帰ということに求める原則をとりあげよう。それは事態の凍結という態度と共通するものであり、国際連合などでだいたい慣行のようになってきたものである。疑いもなく、それは武力行使の原因を除去しないという意味では不十分なものである。しかし、原因の除去を求めることがかえって混乱をおこすことを認識しているのである。しかもそれと同時に、武力行使における旧状復帰の原則は、それがしだいに国際社会における国家の行動準則として定着するであろうことを希望している。それに、対立の原因はやがて別の手段で解決されるようになるという、希望も捨ててはいないのである。

つまり、それは権力闘争に対処しながら、その対処のしかたにおいて、国家の行動準則を形成する方向に動くことが必要であることを認めている。これまでに述べてきたところから明らかなように、それは国際法や国際連合を、国際政治の状況と各国の外交の型の循環をよい方向にむける弁や、ポンプの役割を果すものとして、たかく評価するのである。ただ現在は、それらにすべてを託すことができるほど、それらは強くはないのである。

したがって残された道は、各国が自己の理念と利益を守りながら、その行動を通じて国際法を作り、国際連合の権威をたかめていくことでしかない。現在のように国際法の規制力が弱く、国際連合の権威に挑戦することが容易であるときには、ある国家は自国の国家目的を追求するに際して、法外な方法によって法外な利益をうることができるかもしれない。しかし、それは明らかに悪循環をおこす行為である。現在の政治家は、その国の国家目的を追求するにあたって悪循環をおこさないような選択をとること、できれば、よい循環をおこすような選択をとることを要請されているのである。それは、力と利益の考慮によって動く現実主義者にも要請されている最小限の道徳的要請なのである。

絶望と希望

それとても、容易なことではない。国際政治に直面する人びとは、しばしばこの最小限の道徳的要請と自国の利益の要請との二者択一に迫られることがある。それゆえ、

国際政治に直面する人びとは懐疑的にならざるをえない。しかし、彼は絶望して、道徳的要請をかえりみないようになってはならないのである。そしてこの微妙な分れ目は、じつに大きな分れ目を作るのである。

昔から人びとはこのジレンマに悩んできた。たとえばソ連との冷戦という困難な状況にあって、アメリカの外交を立案したジョージ・ケナンは、このジレンマを何回も味わったように思われる。彼は異なった正義の体系を持つ巨大な国家ソ連に、なんとか対抗していかななくてはならなかった。それは根本的には解決しえない対立であった。しかし、彼はその問題から逃げるわけにはいかなかったのである。だから彼はできることをしながら、すぐにはできないことが、いつかはできるようになることを希望したのであった。

< 中略 >

戦争はおそらく不治の病であるかもしれない。しかし、われわれはそれを治療するために努力しつづけなくてはならないのである。つまり、われわれは懐疑的にならざるをえないが、絶望してはならない。それは医師と外交官と、そして人間のつとめなのである。

(* 出題者注) total war の訳で、全面戦争とも言われる。限定戦争と対をなす概念であり、端的には、国家の総力をあげて敵の完全破壊を目指す戦争を意味する。

高坂正堯『国際政治—恐怖と希望 (改版)』(中公新書、2017年)より抜粋。
出題との関係で必要な補足、省略、変更を施している。なお、< 中略 > は出題者による。

【C 日程：論文】

《出題趣旨》-----

一定の長さのある文章の論旨を理解し、指示された観点および字数でまとめ、表現する能力を試すものである。いずれも法曹にとって重要な基礎的能力である。

《解説・講評》-----

解答例

〔設問 1〕

国際社会が混乱状況にある理由は、邪悪な国家の存在などではなく、各国家が他国家の行動様式を信用して自己の行動を自制することがいちじるしく困難になっているからである。そして、筆者によれば、他国家を信用することができない事情として、異なった正義の体系の存在という国際政治の基本的ジレンマが指摘されている。例えば、自由主義と共産主義の対立が挙げられているように、政府の正当性について激しく対立する二つの基準が存在する場合、もはや内政不介入の原則は維持しえず、共通の行動の準則を作ることもできない。その結果、かかる混乱状況が生じていると筆者は主張している。(273字)

〔設問 2〕

国際社会における混乱状況への対処方法としては、混乱をもたらしている原因そのものを直接除去ないし解決しようとするアプローチもある。しかし、著者によれば、現在の世界における対立は、いくつかの正義が対立し、国家の行動を規律する準則がないことに起因しているところ、それを直接に除去しようと試みることは、無意味であるか、あるいは混乱を助長するだけである。そこで、混乱状態を間接的に（医療で言えば対処療法的に）解決する方法として、いくつかの正義と力が対立する状況を凍結するという方法が提示される。このように、対立の現象を力の闘争として、あえて皮相的ないし間接的に捉えて、それに対処していくほうが賢明とされる。

しかし、現実主義においても、問題の最終的な解決が断念されているわけではない。むしろ、その時点では解決が困難であっても、いつかは解決できるとの希望のもとに、その第一歩として事態の凍結に取り組むものとされる。その意味で、問題解決の困難さを率直に認め、しかし希望を捨てずにその時点でのベストを尽くすという意味で、謙虚な叡智と表現されている。(467字)

解説・講評

〔設問1〕

「このような」という指示代名詞が、前の文章を指すことは文脈上明らかである。そこで、まずは「各国家が他国家の行動様式を信用して自己の行動を自制することがいちじるしく困難」になっている点を指摘する必要がある。また、問題文全体を見渡した場合、筆者は何度もこのような混乱状況が「邪悪の国家」の存在や「人びとの道徳的墮落」によるものではないと強調していることから、この点にも目配りをしておきたい。

そのうえで、なぜ「各国家が他国家の行動様式を信用して自己の行動を自制することがいちじるしく困難」になっているかを説明する必要がある。それは、端的には国際法上の準則が実効性を失いつつあるからであるが、その要因について、筆者は問題文の前半において複数の事情に言及している。それら全てに言及していると字数制限の範囲に収めることはできないから、筆者が最も重要視している要因を問題文全体から読み取らなければならない。〔設問1〕において「問題文全体の論旨を踏まえて」とあるのは、この点への注意喚起を求めるものである。

このような観点から見渡してみると、問題文の後半で「現在の世界における対立は、いくつかの正義が対立し、国家の行動を規律する準則がないことによっておこる」とか、「異なった正義の対立という事態の本質」という記述があることに気づく。筆者の主たる問題意識はこの点にあるはずである。そこで、問題文前半に挙げられた事情のうちでも、特に「異なった正義の体系の存在という国際政治の基本的ジレンマ」に着目し、この点を中心に筆者の主張を要約することが期待されている。

受験者の解答では、国際社会が混乱状況にある理由とその背景とを十分に区別できていない答案が多く見られた。特に後者との関係では、問題文全体の論旨を十分に捉えきれず、筆者の示した具体例の紹介にとどまる解答が少なからず見受けられた。また、そもそも筆者の主張の「要約」が問われているにもかかわらず、概ね自己の主張にとどまる答案も散見された。「問いに答える姿勢」が何よりも重要である。

〔設問2〕

本問への解答は、二つの文脈から成る。

一つは、現実主義とは、問題の原因を直接的に解決しようとするものではなく、むしろ間接的に解決しようとするアプローチであることを指摘する文脈である。そこからは、問題の本質（すなわち異なる正義の衝突）があまりにも困難な課題であるため、そこに直接踏み込むことはいたずらに問題を混乱させるだけであり、だからこそあえて間接的に（すなわちできることを確実にすることから始める）という点に、謙虚さと同時に（問題の混乱・拡大を防ぐという意味で）叡智も認められよう。この点への解答は、比較的容易であると考えられる。なお、この文脈で現実主義の意義ないし定

義を示しておくことも有益であろう。

しかし、それだけでは著者の論旨を捉えるのに必ずしも十分ではあるまい。すなわち、著者が問題文の終盤で「希望」ということを何度も強調している点に留意する必要がある。そこで、本問への解答に当たっては、もう一点、仮に問題の解決が間接的ないし皮相的にとどまるとしても、決して問題の本質的な解決を諦めてはならないこと、その意味でやがては対立を解決できるはずだとの希望を持つべきとの文脈に言及する必要がある。著者は、現実的な対応にあたる場合でも将来の解決に向けてできるだけ良い循環をおこすような選択をすべきことが、現実主義者にも要請される「最小限の道徳的要請」と述べている。このような希望の保持ないし堅持こそが、現実主義が単なるその場しのぎ（あるいは絶望から出た権力政治のすすめ）に墮することのないための叡智であるというべきであろう。

受験者の解答では、現実主義の意義ないし定義を示すことは概ねできていたが、「謙虚な叡智」とされる理由、特に「希望」との関係については十分に筆者の論旨を捉えきれない答案が多く見られた。また、ここでも筆者の論旨を外れ、徒に自己の主張を展開する答案も散見された。あらためて「問いに答える姿勢」が重要であることを注意喚起しておきたい。

以 上